

No	分類1	分類2	質問内容	回答	備考
1	計画書	4 温室効果ガス排出の抑制等に関する措置の計画及び実施状況	記載するのは第4計画期間(R7～R11年度)のみの記載でよろしいでしょうか。	R6以前から現在まで継続して実施している項目は記載し、第3計画期間で既に実施を終えているものは、改めての記載は不要です。	
2	算定資料	排出係数	メニューの有無や排出係数設定根拠の選び方がわかりません。 どのようなときに国公表値を使用するのでしょうか。	国が公表する排出係数一覧に記載のある供給事業者から供給を受けている場合、メニューは「有」を選択し、設定根拠は「国公表値」を選択します。 国が公表する排出係数一覧に記載がない事業者から供給を受けている場合、メニューは「無」を選択し、設定根拠は「国公表値」を選択します。	補足:国が公表する排出係数一覧に記載のある供給事業者から供給を受けており、特定のメニューを契約していない場合は、「残差メニュー」を選択していただくことになります。 メニュー有無:有 メニュー別名称:メニュー〇※ ※残差に該当するメニュー名を選択します。都市ガスの場合は「残差」を選択してください。 設定根拠:国公表値
3	算定資料	排出係数	当該事業所では、全電源平均電力に FIT 非化石証書(トラッキング付き)および再エネ指定の非 FIT 非化石証書(電源属性情報有り)を組み合わせた実質的な再エネメニュープランを一部契約しています。 購買伝票等には、全体使用量「A」、再エネメニュー分「B」の数値しか記載されていないのですが、排出係数及び使用量はどのように記載すればよいでしょうか。	「B」は、供給事業者別の当該メニューの排出係数を使用します。残りの契約分「A－B」は、国の公表するメニューに該当するメニューがない場合は残差排出係数を使用します。 残りの契約分「A－B」の数値が記載された購買伝票等が発行されない場合は、発行される購買伝票等の数値を基に算出してください。この場合、使用量の根拠資料は購買伝票等とします。	
4	算定資料	排出係数	電力の排出係数は、当該年度の公表値を入力することになっていますが、公表されるまでは検証を受けることができない(排出量を確定できない)という理解で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。 検証は公表値(確報値)を使用していただく必要があります。なお、確報値が公表される前に排出係数以外の検証を実施し、確報値公表後に排出係数部分の検証を実施することで現地確認(IGT活用を含む)を前倒しすることが可能と考えています。	
5	算定資料	排出係数	埼玉県の算定資料に条件(供給会社、メニュー有無、メニュー名)を入力すると環境省が公表する排出係数と異なる値が表示されます。 環境省の最新の公表値で報告すべきでしょうか。	算定資料どおりの値で提出してください。 排出係数の公表時期の都合により、電気排出係数については国が公表する暫定値、熱・都市ガスについては前年度提出用の排出係数が組み込まれています。 県の審査時に、提出された算定資料中の電気・熱・都市ガスの排出係数を更新するため、条件に誤りがなければ自動で正しい数値に更新されます。(電気は確定値に、熱・都市ガスは提出年度の排出係数に更新されます)	補足1:係数を更新するため、再計算により使用量、排出量等が提出時から変化する場合があります。 補足2:適切に条件を選択した上で、排出係数が「要記入」となる場合は、自身が把握している排出係数を直接入力してください。
6	算定資料	電気・熱・都市ガス	電力は昼夜別ではなくてもいいのですか。	第4計画期間からは昼夜別で電力量を算定資料に記入する考え方はなくなっているため、請求書等の電力量をそのまま算定資料に記入してください。	
7	算定資料	電気・熱・都市ガス	都市ガスの供給会社について、供給会社のプルダウン選択に契約している都市ガス小売事業者がいない場合、空欄でもよいのでしょうか。 また、そのときの排出係数も空欄でよいのでしょうか。	供給会社のプルダウン選択に契約している都市ガス小売事業者がいない場合は、セルに契約している都市ガス小売事業者の名称を直接入力してください。 また、供給会社を直接入力した場合、排出係数は国代替値を選択して下さい。	補足:供給会社を直接入力したとき、単位発熱量が空欄となり、エネルギーと目標設定ガスシートの一番下の「排出係数改善及び証書等利用による削減量」が「#VALUE!」となる不具合が確認されています。こちらは今後修正予定です。エネルギー使用量と目標設定ガス排出量の算定・報告には影響しませんので、当該エラーが出た場合でも、そのままご提出ください。 供給会社等:(直接入力) メニュー有無:無 メニュー別名称:空欄 設定根拠:国代替値

8	算定資料	電気・熱_都市ガス	都市ガスの供給会社、排出係数について、「東彩ガス」から「エナジー宇宙」となりましたが、「東彩ガス」を選択してもよいでしょうか。 契約種別が大口A契約ですが、メニューAでよろしいでしょうか。 ガスのCO2排出係数ですが、国代替値を使用してもよろしいでしょうか。	「東彩ガス」は、関連するグループ組織再編により、2024年1月1日から、小売事業に関しては、日本瓦斯株式会社が受け持つことになっています。 従いまして、排出量取引に係る都市ガスの契約先は、「日本瓦斯株式会社」に変更されると同時に、排出係数は、環境省が公表しているガス事業者別排出係数(現時点の最新公表資料は、令和8年6月30日公開済)を参照してください。 なお、環境省の排出係数一覧に事業者名が見当たらない場合は、環境省が公表している代替値を用いても差し支えありませんが、念のため、環境省のガス事業者別排出係数の説明書きをご確認ください。 なお、東彩ガス、エナジー宇宙、日本瓦斯の3社のスキームについては、エナジー宇宙のHPをご覧ください。	補足1:都市ガス事業者が合併等により名称を変更し、変更後の事業者が表中に存在しない場合は、変更前の事業者を選択してください。今回の場合、供給会社のプルダウン選択に「日本瓦斯」がないため、「東彩ガス」を選択してください。 補足2:都市ガス事業者が合併等により名称を変更した場合等を除き、供給会社のプルダウン選択に契約している都市ガス小売事業者がない場合は、直接入力します。
9	算定資料	証書_森林吸収量	「再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届出」の記入要領や記入例などはございますか？	記入様式の中に記入例があります。 記入要領はございません。	
10	算定資料	証書_森林吸収量	選びたい証書がプルダウンの選択肢に出てきません。	電気や熱を事業所で使用していないと利用できない証書は、電気、熱、都市ガスシートに対象のエネルギー種が入力されていないと、選択肢に出ないようになっています。	
11	算定資料	証書_森林吸収量	電力供給事業から、CO2フリーメニューのみを活用している場合、「再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届出」の提出は必要ですか？	不要です。 あわせて、「再生可能エネルギー等由来の証書等の利用」の記載についても不要です。 「再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届出」は自身で証書等を調達し、年度排出量の算定に使用する場合のみ、提出が必要になります。 証書が既に充てられている電力メニュー等を電力供給事業者から購入している場合、「電気・熱_都市ガスシート」への記載をしていただくことになります。	
12	算定資料	証書_森林吸収量	残高証明書の宛先ですが、CO2排出権を購入している電力会社でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、電力会社です。	
13	算定資料	証書_森林吸収量	証書有効期限ですが、年間の日を記載すればよいのでしょうか、クォーター毎の年月日を記載すればよろしいでしょうか。	証書有効期限は、年間の日で記載してください。	
14	算定資料	証書_森林吸収量	発電設備IDが複数ありますが代表となるIDを記載し、残りは備考に記載してもよいでしょうか。	再生可能エネルギー等由来の証書利用届については様式を改正予定です。 「発電所ID」の記載は不要となります。	補足:再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届出の添付資料にあたっては、「権利確定残高証明書」ではなく、「非化石証書」の添付となります。

15	算定資料	証書_森林吸収量	非化石証書を使用したメニューの契約分について、算定資料の「再エネ電気・熱」シートへの入力が必要でしょうか。 また、算定資料の「証書_森林吸収量」シートの記載 及び「再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届」の提出は必要でしょうか。	ご相談のシート及び届出の提出は不要です。 「電気・熱_都市ガス」シートに入力してください。 (契約情報を選択、排出係数の設定根拠を「国公表値」を選択してください。)	補足1:「再エネ電気・熱」シートについては、事業所の内部及び外部から供給された再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱が対象になります。御相談にあるような非化石証書等を使用したメニューの契約などではなく、実際に設置された太陽光発電設備の使用の契約に基づく電気などが対象になります。 補足2:「再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届」については、大規模事業者が所有する非化石証書等を、本制度に使用する場合に記載するものであり、電気事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができません。
16	算定資料	証書_森林吸収量	再生可能エネルギー等由来の証書利用届について、発電所IDの数が多くあり、書ききれない場合、全て記載する必要がありますか。別紙としてもよいでしょうか。	再生可能エネルギー等由来の証書利用届については様式を改正予定です。「発電所ID」の記載は不要となります。 また、再生可能エネルギー等由来の証書等の利用届出の添付資料にあたっては、「権利確定残高証明書」ではなく、「非化石証書」の添付となります。	
17	算定資料	証書_森林吸収量	非化石証書の利用について、1つの非化石証書を県外の工場も含めて複数事業所で分けて利用しています。 利用届では事業所毎に環境価値量等を記入できますが、県外の工場分はここには記入しなくてよいでしょうか。(事業所合計量が総量と一致しなくてもよいでしょうか)	非化石証書の非化石価値の一部を埼玉県外の事業所へ配分した場合は、再エネ証書利用届の該当シート右側の備考欄に「残量〇〇kWhは県外〇〇事業所で使用」のようにご記入をお願いします。証書と表の合計数値が一致していることをご確認ください。	
18	評価制度		計画書評価制度における基準年度は何年度を設定すればよいでしょうか。 大規模事業所は基準年度を入れることになるのでしょうか。	県HPに掲載している「地球温暖化対策計画作成報告書等評価制度実施要綱」に設定可能な年度や評価基準がございます。 同ページにある計画書評価シミュレーターなどを参考に設定してください。(基準クリアが多くなるような有利な基準年度に設定していただいて構いません) また、大規模事業所の基準年度とは無関係に設定しても構いません。	補足:評価制度について、事業者は評価の基準となる年度を任意に設定することができます。ただし、基準となる年度は、以下の両方の条件を満たす必要があります。 ① 平成27年度以降に特定事業者または任意事業者であった年度であること ② 計画書等を提出する年度の2か年度以上前の年度であること また、県内に複数の事業所を有する場合は、すべての事業所で同一の基準年度を設定するものとします。
19	評価制度		計画書ファイル事業者シートに計画書評価制度における基準年度を選択する項目があり、任意で選択する事となっていますが、基準年度は毎年見直しをするものでしょうか？それとも一度決めたら変更しないものですか？	基準年度については、提出年度ごとに変更していただいても問題ございません。	
20	検証		「県の審査時に、提出された算定資料中の電気・熱・都市ガスの排出係数を更新します。」との記載がございますが、第三者検証の受検においては、必ず県により更新された算定資料である必要があるのでしょうか。 それとも、事業者側で手入力により排出係数を更新し、その内容が国の公表係数と一致していることが確認できる場合には、適切と判断のうえ当該算定資料を用いて検証を実施して差し支えないでしょうか。	必ず県により更新された算定資料により検証する必要はありません。 県の更新前の算定資料により検証を実施する場合は、事業者側で手入力により排出係数を更新したデータで、検証を実施して問題ありません。	